避難所開設　初期対応マニュアル

香取市立北佐原小学校

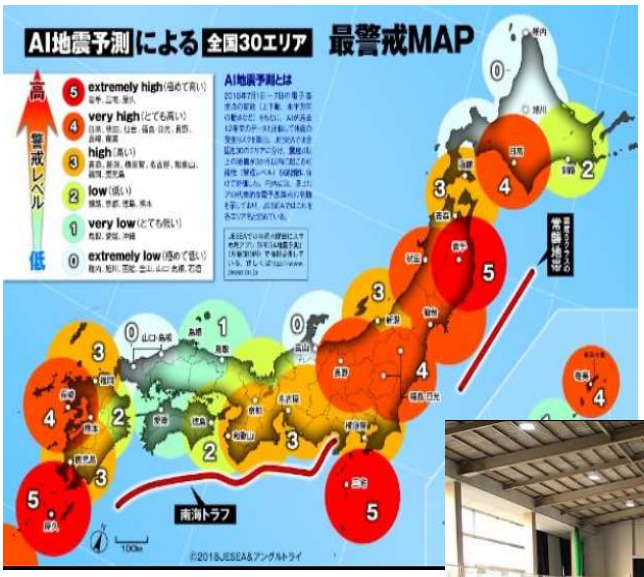

令和４年度版

災害発生時の職員の参集について

地　震

①　第三参集（震度６弱以上の地震発生時）【香取市は第三配備（全職員）】

・週休日・休日，出張中，退勤後であっても，市の配備基準（**震災応急対策計画**）に準じて，原則全職員が学校に参集し，施設設備等の安全確認・報告をするとともに，避難所開設の準備を行う。

②　第二参集（震度５強の地震発生時）【香取市は第三配備（全職員）】

・週休日・休日，出張中，退勤後であっても管理職と参集指定の職員は，学校へ参集し，施設設備等の安全確認・報告をするとともに，避難者がある場合は体育館へ誘導し，必要な対応を行う。　【参集指定職員：①小林②松木③山倉】

・本格的な避難所開設のための対応が必要な場合は，全職員が参集する。

③　第一参集（震度５弱の地震発生時）　【香取市は第二配備（指定職員）】

・週休日・休日や退勤後の場合，管理職は学校へ行き，施設設備等の安全確認・報告をする。

④　状況により第一参集（震度４の地震発生時）　【香取市は第一配備（指定職員）】

・週休日・休日や退勤後の場合，管理職はできる限り情報収集に努めるとともに，必要に応じて施設設備等の状況を確認し報告をする。（必ずしも学校に行く必要はない）

風水害

⑤　第二参集（避難準備・勧告・指示が発令され，自校が避難所となる場合）

・避難所開設に関しては，管理職は防災無線や市ホームページ等で情報を収集するとともに，自らも情報収集に努め，学校が避難所として開設される場合は，管理職と参集指定職員は速やかに参集する。　【参集指定職員：①小林②松木③山倉】

⑥　第一参集（避難所になる可能性が低い場合）

・大雨や強風等により，施設設備等の破損や教育課程変更の可能性がある場合，管理職は安全確認と報告をする。（休日対応の可能性あり。夜間対応は無し）

※「第一参集」は管理職，「第二参集」は管理職と参集指定職員，「第三参集」は全職員を原則とする。
※　避難所の対応については，一人について夜間―昼間―夜間の連続対応をしない。
※　参集指定職員は香取市〇〇区在住職員とする。
※　電話やメール等が不通になることも想定し，職員は①～⑤の状況に応じて，**自分自身や家族の安全を確保**した上で自動参集する。
※　安全確保ができない場合や，すでに自分自身や家族が被災した場合は参集せず，管理職に一報を入れる。

注）学校近隣に居住する職員が望ましい。
各学校の実態に合わせ，数名決めておく

避　難　所　開　設　準　備

※震度５強以上または風水害により「自主避難所（佐原中央公民館，小見川いぶき館，山田公民館，栗源Ｂ&Ｇ）が開設された場合は，本校にも避難所が開設されるかもしれないという意識と準備を！

※教職員は市役所の担当が指揮を取るまでの間，準備や初期対応に当たるが，
本校を避難所として開設しない場合，避難者は他の避難所に移動してもらう。

市対策本部及び市教委と連絡を取合い，指示を受ける。

市「避難所運営マニュアル（本編）Ｐ１２を参考に。

施設の被災状況確認，安全確認

〇立ち入り禁止措置　〇ガラスの破片等危険物の除去
〇放送機材やハンドマイクの準備　〇季節によっては暖房機材の準備

避難所開設（学校は避難所運営委員会が立ち上がるまでの支援を行う）

※避難所の運営は，原則として自主防災組織・自治会を中心とする避難所運営委員会が行う

学校内災害対策本部（校長室）本部長（校長）　副本部長（教頭）

注）各学校の施設・設備の実態に応じて想定される場所を記入する

避難所運営のための施設確保
（校舎内の出入口や壁に明示）

◆対策本部（校長室）
◆避難者受付（体育館入口）
◆居住区（体育館フロア）
◆救護室（保健室）
◆更衣室（体育館更衣室）
◆相談室（体育館ミーティングルーム）
◆負傷者室（多目的室）
◆遺体安置所（技術科室）
◆ペットスペース（中庭）

◆広報掲示板（体育館東側入口付近）
◆ゴミ集積所（体育館北側外）
◆仮設トイレ設置場所（体育館北側外）
◆救援物資集積場所（自転車置き場）
◆洗濯場（家庭科室）
◆調理室（家庭科室）
◆炊き出し場所（グラウンド）
◆給水所（駐車場）
◆物資配給所（体育館南側入口）

＜立ち入り禁止場所及び区域＞

◆職員室　◆校長室　◆理科室　◆配膳室　◆〇〇〇　◆〇〇〇
◆２Ｆ以上の各教室（避難者人数によっては，普通教室の開放も要検討）

災害発生！（避難所開設の可能性あり）

香取市災害対策本部（市総務課防災対策班）
０４７８－５０－１２０１

香取市教育委員会学校教育課　５０－１２３９
同　　教育総務課　５０－１２２０

北佐原小学校災害対策本部
５６－０４０３

避難所開設の有無確認

避難所開設の指示

学校課業時

一次避難及び二次避難

◆学校防災計画に従い行動する

避難所（場所）へ移動

◆ 避難所となる体育館の安全確認と安全確保
◆ 保護者への引渡し連絡と対応
◆ 帰宅困難生徒（児童）への対応
・毛布や食料等の備品準備
・保護者への連絡の継続

避難所開設の準備と対応

◆ ３ページに従い準備を進める

学校はあくまでも生徒の安全確保や安否確認を最優先した上で避難所対応にあたる。

翌日以降の授業再開の判断

◆ 市教委と協議

注）誰が開錠するのか，学校近隣住民も含めて決めておく

休日・夜間時

職員参集

◆Ｐ２に従い参集する

避難所開設の準備

◆ 学校近隣住民（佐藤卓氏）は直ちに駆けつけ体育館及び校舎を開錠する
◆ 避難者がいる場合はＰ３及びＰ６に従い準備を進める
◆ 並行して市対策本部及び教育

避難所開設及び避難者への対応

市役所の担当が指揮を取るまでの間，初期対応に当たる

翌日以降の授業再開の判断

◆ 市教委と協議

学校課業時に災害が発生し，避難所開設の可能性あり

【職員の役割分担】

係　　名	従　事　者	主　な　業　務　内　容
学校内災害 対策本部	校長（本部長） 教頭（副本部長）	●校長不在の場合は，教頭等が代行 ●各係を統括し，的確迅速な指示，命令 ●災害情報，インフラ及び交通状況の情報収集 ●状況に応じた児童生徒の安全確保の方針を決定
通報連絡係	事務室職員	●消防署・市災害対策本部、警察への通報・連絡 ●引き渡し時の保護者への連絡
避難誘導係	授業者	●児童生徒を避難場所へ安全に誘導・掌握 ●安否確認後本部へ報告 ●検索・救護と連携して対応する
探索救助係	全職員	●校内残留児童生徒の検索・救助 ●現場における負傷者の応急処置 ●誘導係・救護係と連携して対応する
救護係	養護教諭	●負傷者応急処置 ●医療機関と連携して対応する
消火係	授業外職員	●火災発生時の初期消火
応急復旧係	用務員	●校舎等の被害状況の把握 ●危険箇所の把握と処置 ●立ち入り制限区域表示
搬出係	事務職員 教務主任	●「非常持出品」の搬出及び管理
帰宅困難生徒 対応係	学級担任	●生徒滞在場所設営 ●食糧・毛布等の備蓄品準備
避難所支援係	学校課業時であるので，教職員は児童生徒の安全確保や心のケアを最優先した上で，避難所支援を行う。	●施設の明示（張り紙） ●受付の対応等 ●物資の配給等 ●負傷者，病人，高齢者，妊婦への対応等 ●ゴミ，トイレ，ペット等の対応等 ●避難者名簿作成，諸連絡等 ●交通整理等

注）上の表は，各学校の防災計画と連動させながら実態に応じて作成する

休日・夜間等に災害が発生し，避難所開設の可能性あり

【職員の役割分担】※災害規模に応じて自動参集

係　　名	従　事　者	主　な　業　務　内　容
学校内災害 対策本部	校長（本部長） 教頭（副本部長）	●校舎等の被害状況の把握と安全確認 ●避難所開設の有無確認 ●各係を統括し，的確迅速な指示，命令 ●災害情報，インフラ及び交通状況の情報収集 ●外部関係機関との連絡 ●
参集指定職員	大和田 山倉 小林	●
受付係	江波戸・小堀	●問い合わせ対応 ●避難者数の把握と名簿記入 ●
設営係	大和田・山倉・林	●各施設の安全確認と確保，場所の明示 ●立ち入り禁止施設の対応 ●
駐車場 交通誘導係	小沼・井上	●駐車場エリアの確保 ●車での避難者の対応と交通誘導 ●
救護係	小林養護教諭	●負傷者の対応 ●
物資搬入 配給係	立原・佐藤	●救援物資の搬入や配給 ●
給食係	佐藤・立原	●食事の配給 ●
ゴミ処理場係	土子用務員	●ゴミ集積所の確保と仕分け ●
		● ●
		● ●

注）上の表は，参集職員の指定など，各学校の実態に応じて作成する